

り流通する情報の内容を網羅的に監視する義務がないことを明確化するものである。

これは、関係役務提供者が特定電気通信により流通する情報の内容を一般的に監視することとなると、発信者の表現の自由との関係で重大な問題があると考えられること、関係役務提供者が他人の権利を侵害する情報が流通していることを知らなかったことについて責任を問われ得ることとなると、その追及をおそれるあまり、サービスの提供を中止することや、疑わしい情報はすべてあらかじめ削除するようになるおそれがあること、によるものである。

なお、当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたときは、必ず当該情報が流通していることをも知っていることとなるため、第1号では要件として文言上規定していない。

(ii) 権利侵害に関する認識

次に、関係役務提供者が、不作為責任を問われる可能性があるのは、(i)の特定電気通信により当該情報が流通しているという事実を認識していた場合であって、さらに、権利侵害に関する認識という観点から、当該関係役務提供者が当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき（第1号）、又は、当該関係役務提供者が当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき（第2号）、に限られることとするものである。

ここで、「認めるに足りる相当の理由」とは、通常の注意を払っていれば知ることができたと客観的に考えられることである。どのような場合に「相当の理由」があるとされるのかは、最終的には司法判断に委ねられるところであるが、例えば、関係役務提供者が次のような情報が流通しているという事実を認識していた場合は、相当の理由があるものとされよう。

- ・ 通常は明らかにされることのない私人のプライバシー情報（住所、電話番号等）
- ・ 公共の利害に関する事実でないこと又は公益目的でないことが明らかであるような誹謗中傷を内容とする情報

逆に、以下のような場合には、「相当な理由があるとき」には該当せず、関係役務提供者は責任を負わないものと考えられる。

- ・ 他人を誹謗中傷する情報が流通しているが、関係役務提供者に与えられた情報だけでは当該情報の流通に違法性があるのかどうかが分からず、権利侵害に該当するか否かについて、十分な調査を要する場合
- ・ 流通している情報が自己の著作物であると連絡があったが、当該主張について何の根拠も提示されないような場合
- ・ 電子掲示板等での議論の際に誹謗中傷等の発言がされたが、その後も当該発言の是非等を含めて引き続き議論が行われているような場合

⑧ 他の要件との関係及び主張・立証責任